

# 福井県報

第 229 号  
令和 5 年  
1 月 10 日(火)  
火曜日発行

## 目次

告示	1
○漁船保険の契約締結の申込みについて同意を求めるための発起の届出(二・水産課).....	1
○武生商工高校管理・特別・普通教棟(西側)リノベーション建築工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(三・土木管理課).....	1
公告	1
○大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出(産業政策課).....	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(警察本部会計課).....	四
選挙管理委員会告示	四
○政治団体の設立の届出(一).....	四
○政治団体の届出事項の異動に係る届出(二).....	四
○政治団体の解散の届出(三).....	五
○資金管理団体の指定の届出(四).....	五
○資金管理団体でなくなった旨の届出(五).....	六
監査委員告示	六
○監査の結果に関する報告の公表(一).....	六
収用委員会公告	六
○土地収用法の規定による審理の開始.....	十一

## 告示

### 福井県告示第2号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めようとする発起人から次のとおり届出を受けたので、同令第5条第3項の規定により公示するとともに、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。  
令和5年1月10日

福井県知事 杉本 達治

#### 1 届出事項

- (1) 発起人の住所および氏名  
三方郡美浜町日向第8号2番地の1  
高橋 武一  
三方郡美浜町菅浜第100号15番地  
石場 強  
三方郡美浜町丹生第48号46番地  
中村 一則
  - (2) 加入区  
美浜町加入区
  - (3) 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
美浜町漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間  
令和5年1月10日から令和5年1月24日まで
  - (2) 縦覧場所  
三方郡美浜町日向第2号55番地  
美浜町漁業協同組合事務所

### 福井県告示第3号

武生商工高校管理・特別・普通教棟(西側)リノベーション建築工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等(平成10年福井県告示第749号)の規定は適用せず、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和5年1月10日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

武生商工高校管理・特別・普通教棟（西側）リノベーション建築工事

(2) 工事場所

福井県越前市文京1丁目 地係

(3) 工事概要

管理・特別・普通教棟（西側） 鉄筋コンクリート造 4階建て 延べ面積2, 2

77. 4㎡の内外装改修工事

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件をすべて満たす共同企業体とする。

- (1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県丹南土木事務所、福井県嶺南振興局敦賀土木事務所または福井県福井土木事務所管内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。）を有する2の建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。
- (2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について建築一式工事A等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づき競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であつて、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であつて、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者にあつては次に掲げるアおよびイの要件を、代表者以外の構成員にあつては次に掲げるイの要件を満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（令和3・4年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

令和5年1月10日（火）から同年1月25日（水）まで（福井県の休日を含め、令和5年1月10日（火）から同年1月25日（水）まで（福井県の休日を含め）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県福井市大手三丁目17番1号  
福井県土木部公共建築課

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならぬ。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあってはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあってはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室  
電話番号 0776-20-0470

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和5年1月10日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ケーブズンキ坂井店

福井県坂井市春江町江留中字大割5番1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

浜本ホールディングス株式会社

代表取締役 浜本 将成

福井県鯖江市神中町二丁目501番30

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社関西ケーブズンキ

代表取締役 杉本 正彦

茨城県水戸市城南二丁目7番5号

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年8月22日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,019㎡

6 駐車場の収容台数 197台

7 駐輪場の収容台数 10台

8 荷さばき施設の面積 50㎡

9 廃棄物等の保管施設の容量 19.7㎡

10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

開店時刻 午前8時30分

閉店時刻 午後9時45分

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時から午後10時まで

12 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

## 公 告

- 1 4 届出のあった日  
令和4年12月21日
- 1 5 届出の縦覧場所  
(1) 福井県福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部産業政策課  
(2) 福井県坂井市坂井町下新庄1-1  
坂井市産業政策部商工行政課
- 1 6 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯  
(1) 縦覧期間  
公告の日から4週間  
(2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 1 7 意見書の提出先  
福井県福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部産業政策課

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第822号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

- 令和5年1月10日  
福井県知事 杉本 達治
- 1 随意契約に係る特定役務の名称  
運転者管理システムの共通基盤システムへのデータ移行関連作業委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県警察本部警務部会計課
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年12月13日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所  
日本電気株式会社福井支店  
福井県福井市順化1丁目2番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
51,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第

令和5年1月10日（火）

福井県報第229号

372号）第11条第1項第1号に該当するため。

## 選挙管理委員会告示

### 福井県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年1月10日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

（その他の政治団体）

（国會議員関係政治団体以外の政治団体）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和4年11月15日	藤本かずき後援会	藤本 一希	藤本 真如	福井市二の宮4-23-14
令和4年11月28日	うるし崎あたい後援会	漆崎 興	漆崎 興	福井市森行町15-25
令和4年12月11日	浦上はやと後援会	浦上 逸人	浦上 泰子	福井市花月3-6-20
令和4年12月5日	時田和一良後援会	時田 和一良	時田 静香	丹生郡越前町西田中2-606
令和4年12月5日	森よしはる後援会	森 嘉治	浦井 龍英	坂井市丸岡町西寄77-4
令和4年12月12日	土田光後援会	土田 光	土田 光	鯖江市長泉寺町1-25-5
令和4年12月14日	帰山寿章後援会	帰山 金一	木原 治和	大野市土打70-11-2

### 福井県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年1月10日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和4年4月21日	自由民主党福井県あわら市第一支部	笹岡 一彦	会計責任者	櫻井 雅康	金子 龍信
令和4年10月28日	福井県農政連坂井支部	齊藤 恵治	代表者	齊藤 恵治	北島 友嗣
令和4年11月11日	白崎貴之後援会	下島 克彦	代表者 会計責任者	下島 克彦 蔽下 誠司	山田 幸雄 白崎 智之

**福井県選挙管理委員会告示第3号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年1月10日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和4年4月21日	自由民主党福井県あわら市第一支部	笹岡 一彦
令和4年7月31日	奥野正司後援会「緑の風」	奥野 幸高
令和4年10月28日	ひろせ潤一後援会「潤友会」	月岡 透
令和4年11月14日	笹岡一彦後援会	笹岡 一彦
令和4年11月14日	働き盛りふくいの会	笹岡 一彦

**福井県選挙管理委員会告示第4号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年1月10日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

指定年月日	資金管理団体の届出をした者(代表者の氏名)	届出をした者に係る公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地
令和4年11月10日	藤本 一希	福井市議会議員	藤本かずき後援会	福井市二の宮4-23-14

令和4年 12月1日	浦上 逸人	福井市議会議 員	浦上はやと後 援会	福井市花月3-6-2 0
---------------	-------	-------------	--------------	-----------------

### 福井県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年1月10日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体 でなくなった年月日
笹岡 一彦	笹岡一彦後援会	令和4年11月14日

## 監査委員告示

### 福井県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年1月10日

福井県監査委員

力野 豊

同

田中 三津彦

同

江川 権一

同

伊藤 和弘

## 定期監査の結果および意見

### 第1 監査の概要

県の機関における財務に関する事務の執行について、福井県監査委員監査基準（令和2年福井県監査委員告示第5号）に準拠し、定期監査を実施した。

#### 1 公表の対象機関

今回公表の対象とするのは、令和4年7月から8月までの間に定期監査を実施したもののうち、普通会計（本庁）および公営企業会計に係る119機関である。

#### 2 監査の着眼点および重点事項等

（1）財務監査として、財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、適正かつ効率的に執行されているかを主な着眼点とし、次の事項に重点を置いて実施した。

イ 現金等の取扱いについて

ロ 公有財産の管理について

（2）事務事業監査として、次のテーマについて経済性・効率性・有効性の観点から実施した。

ア ソーシャルメディアの活用状況について

イ 内部統制の運用状況について

#### 3 監査の実施内容

対象機関119のうち、114機関については実地監査を、5機関については書面監査を実施した。

対象機関	本 庁	出先機関	計	実地監査		書面監査	
				実地監査	書面監査	実地監査	書面監査
知 事 部 局	6 8	0	6 8	6 3	5		
会 計 局	3	0	3	3	0		
教育委員会	6	0	6	6	0		
各種委員会	3	0	3	3	0		
公安委員会	3 4	0	3 4	3 4	0		
議 会 局	1	0	1	1	0		
公営企業	1	1	2	2	2		0
公 営 企 業 計	2	0	2	2	2		0
計	1 1 8	1	1 1 9	1 1 4	5		

#### （1）実地監査について

対象機関から資料の提出を求め、事務局職員が調査した結果に基づき、監査委員が対象機関の関係者から説明を求めて実施した。

なお、議員のうちから選任される監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、議会の監査のうち政務活動費に係る監査に加わらなかった。

(2) 書面監査について  
対象機関から資料の提出を求め、事務局職員が調査した結果に基づき、監査委員が書面により実施した。

第2 監査の結果

1 概要  
監査を実施した結果、是正または改善を要する事項は143件であった。なお、報告に該当する事項はなかった。

区分	指摘事項 件	指導事項 件	計 件
予算関係	0	1	1
収入関係	2	11	13
支出関係	9	40	49
契約関係	1	27	28
工事関係	0	4	4
財産管理関係	12	25	37
その他	1	10	11
合計	25	118	143

※監査結果の処理区分については、次のとおりである。

《報告》

- 次に該当するもので監査委員が特に必要と認めるもの
- 違法または不当な事項で、誤りの程度が重大なものまたは経済性に欠けるもの
- 故意または過失が原因となっているもの
- 《指摘事項》
  - 違法または不当な事項で、誤りの程度が重大なものまたは経済性に欠けるもの
  - 故意または過失が原因となっているもの
- 《指導事項》
  - 指摘事項にまでは至らないが、適正を欠くもの

2 部局別の実施状況

(1) 普通会計  
ア 総務部

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
知事公室秘書課	4. 8. 19	人事課	4. 8. 19
知事公室広報広聴課	4. 8. 19	財産活用課	4. 8. 19
財政課	4. 8. 19	情報公開・法制課	4. 8. 19
税務課	4. 8. 19	大学私学課	4. 8. 19

(イ) 結果

- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。
  - (a) 支出関係
    - 負担金について、資金前渡の支払日前に職員が立替払していた。(財産活用課)
    - 戻入処理しなければならぬ当年度支出に係る負担金について、歳

入測定し雑入で受け入れられているものがあつた。(財産活用課)

(b) 財産管理関係

- 公用車および地下駐車場設備を損傷し、修繕費の支払が発生していた。
  - 修繕費 273,900円、286,000円 (知事公室秘書課)
  - (修繕費 596,376円、346,830円) (税務課)
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

イ 地域戦略部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
未来戦略課	4. 8. 5	新幹線建設推進課	4. 8. 5
DV推進課	4. 8. 5	地域鉄道課	4. 8. 5
市町協働課	4. 8. 5	交通まちづくり課	4. 8. 5
県民活躍課	4. 8. 5	統計調査課	4. 8. 5
電源地域振興課	4. 8. 5		

(イ) 結果

- a 指摘事項はなかった。
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

ウ 交流文化部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	4. 7. 27	新幹線開業課	4. 7. 27
プラント課	4. 7. 27	文化・スポーツ局文化課	4. 7. 27
定住交流課	4. 7. 27	文化・スポーツ局スポーツ課	4. 7. 27
観光誘客課	4. 7. 27	文化・スポーツ局ふくい桜プラザ課	4. 7. 27

(イ) 結果

- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。
  - (a) 収入関係
    - 令和2年度歳入で受け入れなければならない行政財産使用料について、令和3年度歳入で受け入れられていた。また、令和3年度においても調定が遅れていた。(文化・スポーツ局スポーツ課)
  - (b) 財産管理関係
    - 公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。(損害賠償額 407,990円、修繕費 99,649円) (文化・スポーツ局文化課)

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

エ 安全環境部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	4. 7. 22	環境政策課	4. 7. 22
県民安全課	4. 7. 22	循環社会推進課	4. 7. 22
危機対策・防災課	4. 7. 22	自然環境課	4. 7. 22
原子力安全対策課	4. 7. 22		

(イ) 結果

a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

(a) 支出関係

・ 委託契約において、契約金額に変更があったにもかかわらず、変更契約書を締結していないものがあつた。(危機対策・防災課)

(b) 財産管理関係

・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(環境政策課)  
(修繕費 130,147円)

(c) その他

・ 不注意により町の物品を損傷し、損害賠償金の支払が発生していた。(県民安全課)  
(損害賠償額 143,000円)

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

オ 健康福祉部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	4. 7. 29	こども未来課	4. 7. 28
地域福祉課	4. 7. 29	児童家庭課	4. 7. 28
長寿福祉課	4. 7. 28	地域医療課	4. 7. 28
健康政策課	4. 7. 28	保健予防課	4. 7. 29
障がい福祉課	4. 7. 28	医薬食品・衛生課	4. 7. 28

(イ) 結果

a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

(a) 支出関係

・ 補助金について、実績報告書の受理後、額の確定の手続が著しく遅れているものがあつた。(長寿福祉課)

・ 補助金について、交付決定が著しく遅れているものがあつた。(障がい福祉課)

・ 資金前渡し給与について、給与資金前渡職員口座からの払出しが著しく遅れているものがあつた。(地域医療課)

・ 当年度予算で支払う補助金については、当年度内に交付決定をしなればならないが、翌年4月に交付決定しているものがあつた。

(b) 財産管理関係

・ 公用車の事故(物損3件)により、損害賠償金の支払が発生していた。(損害賠償額 243,100円、213,400円、141,636円)  
(地域医療課)

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

カ 産業労働部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
産業政策課	4. 8. 2	創業・経営課	4. 8. 2
国際経済課	4. 8. 2	産業技術課	4. 8. 2
企業誘致課	4. 8. 2	労働政策課	4. 8. 2

(イ) 結果

a 指摘事項はなかつた。

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

キ 農林水産部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	4. 7. 26	農村振興課	4. 7. 26
流通販売課	4. 7. 26	水産課	4. 7. 26
福井米戦略課	4. 7. 26	県産材活用課	4. 7. 26
園芸振興課	4. 7. 26	森づくり課	4. 7. 26
中山間農業・畜産課	4. 7. 26		

(イ) 結果

a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

(a) 支出関係

・ 戻入処理しなければならない当年度支出に係る通信運搬費について、歳入調定し雑入で受け入れているものがあつた。(水産課)

(b) 財産管理関係

・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(福井米戦略課)  
(修繕費 127,369円)

・ 公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金の支払が発生していた。(損害賠償額 47,715円)  
(中山間農業・畜産課)

・ 公用車および地下駐車場設備を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(修繕費 83,050円、368,170円)  
(森づくり課)

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

ク 土木部



(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
対象機関	4. 8. 8	砂防防災課	4. 8. 8
政策推進グループ	4. 8. 8	港湾空港課	4. 8. 8
土木管理課	4. 8. 8	都市計画課	4. 8. 8
道路建設課	4. 8. 8	建築住宅課	4. 8. 8
高規格道路課	4. 8. 8	公共建築課	4. 8. 8
道路保全課	4. 8. 8		
河川課	4. 8. 8		

(イ) 結果

- a 指摘事項はなかった。
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

ケ 会計局

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
対象機関	4. 8. 18	工事検査課	4. 8. 18
審査指導課	4. 8. 18		
会計課	4. 8. 18		

(イ) 結果

- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じるとを求めた。
  - (a) 支出関係
    - ・戻入処理しなければならない当年度支出に係る運動手当について、歳入調定し雑入で受け入れていているものがあつた。(会計課)
  - b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

コ 教育委員会

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
対象機関	4. 7. 21	義務教育課	4. 7. 21
教育政策課	4. 7. 21	生涯学習・文化財課	4. 7. 21
教職員課	4. 7. 21		
高校教育課	4. 7. 21	保健体育課	4. 7. 21

(イ) 結果

- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じるとを求めた。
  - (a) 財産管理関係
    - ・公用車の給油において、職員が立替払しているものがあつた。また、その際に給油(セルフ)の種類を誤つたため公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(修繕費 99,275円) (教職員課)
    - ・公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。(損害賠償額 178,200円、修繕費 478,500円) (義務教育課)
  - b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を

求めた。

サ 各種委員会

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
対象機関	4. 7. 15	労働委員会事務局	4. 7. 15
監査委員事務局	4. 7. 15		
人事委員会事務局	4. 7. 15		

(イ) 結果

- a 指摘事項はなかった。
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

シ 公安委員会

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
総務課	4. 8. 10	捜査第一課	4. 8. 10
県民サポート課	4. 8. 10	捜査第二課	4. 8. 10
警務課	4. 8. 10	組織犯罪対策課	4. 8. 10
教養課	4. 8. 10	鑑識課	4. 8. 10
会計課	4. 8. 10	科学捜査研究所	4. 8. 10
厚生課	4. 8. 10	機動捜査隊	4. 8. 10
監察課	4. 8. 10	交通企画課	4. 8. 10
留置管理課	4. 8. 10	交通指導課	4. 8. 10
情報管理課	4. 8. 10	交通規制課	4. 8. 10
生活安全企画課	4. 8. 10	運転免許課	4. 8. 10
地域課	4. 8. 10	交通機動隊	4. 8. 10
通信指令課	4. 8. 10	高速道路交通警察隊	4. 8. 10
少年女性安全課	4. 8. 10	公安課	4. 8. 10
生活環境課	4. 8. 10	警備課	4. 8. 10
サイバー犯罪対策課	4. 8. 10	機動隊	4. 8. 10
自動車警ら隊	4. 8. 10	原子力施設警備隊	4. 8. 10
刑事企画課	4. 8. 10	警察学校	4. 8. 10

(イ) 結果

- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じるとを求めた。
  - (a) 収入関係
    - ・証紙収納額報告に誤りがあり、令和3年度歳入決算額を55,350円過少に計上していた。(運転免許課)
  - (b) 財産管理関係
    - ・公用車の事故(物損2件)により、修繕費の支払が発生していた。(修繕費 330,000円、71,808円) (機動捜査隊)
  - b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

ス 議会局

(ア) 対象機関および実施年月日	
対象機関	実施年月日
議会局	4. 8. 18

- (イ) 結果
- a 指摘事項はなかった。
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(2) 公営企業会計

ア 病院事業

(ア) 対象機関および実施年月日		
対象機関	実施年月日	対象機関
県立病院	4. 7. 29	長寿福祉課 (病院事業会計)
		実施年月日
		4. 7. 19

- (イ) 結果
- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。
- (a) 支出関係
- 研修受講料について、職員が立替払しているものがあつた。(県立病院)
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。
- イ 公営企業
- (ア) 対象機関および実施年月日
- | 対象機関  | 実施年月日    | 対象機関               | 実施年月日    |
|-------|----------|--------------------|----------|
| 公営企業課 | 4. 7. 19 | 河川課<br>(流域下水道事業会計) | 4. 7. 19 |
- (イ) 結果
- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。
- (a) 財産管理関係
- 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(公営企業課)
- (修繕費 130,636円、75,471円)
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

- 3 指導事項  
改善を求めた指導事項の主なものは、次のとおりである。

- (1) 収入関係
- 寄附金の受入れについて、収入決定に係る手続を執っていないものがあつた。
  - 手数料について、県証紙の抹消を誤り過剰納金として還付しているものがあつた。

(2) 支出関係

- 補助金について、補助事業に要する経費が20%以上減額になったにもかかわらず、補助事業計画変更承認手続を執っていないものがあつた。
  - 基金運用利子の基金への積立が、特段の理由なく遅れているものがあつた。
- (3) 契約関係
- 委託契約において、収入印紙が貼付されていない契約書を受領しているものがあつた。
  - 委託契約において、仕様書と報告書で数量が相違しているものがあつた。
  - 委託契約において、契約書に契約不適合責任等に関する条項を定めていないものがあつた。
- (4) 工事関係
- 契約保証書の受領前に契約を締結しているものがあつた。
- (5) 財産管理関係
- 備品の廃棄において、廃棄調書を作成していないものや、廃棄処分後に廃棄調書を作成しているものがあつた。
- (6) その他
- 執行何を遡って作成しているものがあつた。

4 重点事項等の監査結果

(1) 財務監査

ア 現金等の取扱いについて

- 郵便切手類について出納簿への登記を適正に行っていないものや、資金前渡した総費の資金前渡職員口座からの払出しが遅れているものなどがあつた。
- 公有財産の管理について

新たに取得した建物について公有財産台帳を整備していないものや、行政財産使用料の算定を誤っているものなどがあつた。

(2) 事務事業監査

ア ソーシャルメディアの活用状況について

フェイスブックを長期間更新せず適切に活用していないもの、ソーシャルメディアの運用ポリシーを公表していないもの、アカウント内に県ホームページのURLを記載していないものなどがあつた。

イ 内部統制の運用状況について

調定および還付がなかったにもかかわらず出納員等による毎月の再照合において該当ありとしているものや、令和4年度のリスク評価シートに全庁的な重点取組事項を記載していないものなどがあつた。

第3 監査の意見

監査の結果について、次のとおり意見を付す。

- 1 今後、大規模なプロジェクトや、様々な行政需要に対応するため、県税収入の確保は極めて重要である。県税の収入未済額の多くを占める個人県民税について、市町と共同して福井県地方税滞納整理機構による滞納整理を積極的に進め、収入未済の解消に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に取り組みたい。

- 2 監査における指摘・指導事項については昨年度と比較して増加しており、支出事務、契約事務、財産管理事務を中心に、軽微な誤りや基本的な手続に不備が多数見受けられた。原因を把握した上で実効性のある再発防止策を講じるとともに、職員

相互による内部チェックが十分に働くよう、さらなる内部統制の充実強化、効果発現に努められたい。

- 補助金交付事務において、交付決定や額の確定が遅れているもの、検査が適正でないものなど、不備が多数見受けられた。補助金交付要綱、補助金交付事務マニュアル等に基づき適正な事務の執行に努められたい。
- 公用車の事故件数は昨年度に比べて増加し、県が負担する修繕等に係る経費の支出額も増加して、依然として多額となっている。県は交通安全、交通事故抑止を推進する立場であることを十分に認識し、職員一人ひとりの安全運転意識の醸成に努めるとともに、事故の原因を分析し、未然防止に向けた対策を強化されたい。
- コロナ禍を機に業務のデジタル化が急速に進み、働き方も大きく変化しており、必要に応じてこれまでの財務に関する制度や慣行を見直されたい。また、財務システムの更新を含め、デジタル技術やAI等を活用したDXを推進し、一層の事務の効率化や正確性の向上に努められたい。

## 収用委員会公告

国土交通大臣起業の一般河川九頭竜川水系足羽川ダム建設工事及びこれに伴う県道付替工事に係る土地収用事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき審理を開始するので、福井県収用委員会運営規則（昭和43年福井県収用委員会規則第1号）第8条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年1月10日

福井県収用委員会

### 1 審理の期日

令和5年2月2日（木）午前10時

### 2 審理の場所

福井県国際交流会館 3階 特別会議室

福井県福井市宝永3丁目1-1

令和五年一月十日発行  
発行人 千九一〇一八五八〇  
福井県福井市大手三丁目十七番一號  
福井県